

平成21年3月31日

平成20年度内部監査（経理・会計関係）結果報告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤達也 殿

監査室長 奥田裕行

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の平成20年度内部監査（経理・会計関係）について、以下のとおり報告する。

1. 監査概要

平成20年度内部監査計画に従って、PMDAにおける調達契約の締結状況、現預金等の管理状況及び物品の管理状況について、各種関係規程等に基づき適正に執行されているか監査した。

監査実施期間及び監査対象等は以下のとおりである。

○監査期間：平成21年2月13日（月）～3月27日（金）

○監査対象：契約の締結、現預金等の保管、物品の管理にかかる以下の状況

1) 契約の締結：平成20年4月から同12月までに締結された契約案件（100万円以上の案件）

2) 現預金等の保管：

◇平成21年1月末現在の現預金の管理状況

◇平成21年3月における金券類（切手等）の管理状況

3) 物品の管理：平成20年12月現在保有している物品（資産・備品・図書）

○監査実施者：監査室長

2. 監査の方法

1) 契約の締結状況について

個別の調達契約案件につき、契約原議の実査を行った。また、「随意契約見直し計画（平成19年12月）」について、その進捗状況の確認を行った。

2) 現預金等の保管状況について

平成21年1月末現在の現預金の残高について、預金通帳の残額、手許保管現金の確認を行った。

また、金券類（郵便切手等）について、その保管状況や残数などの確認を行った。

3) 物品（資産・備品・図書）の管理状況について

物品の管理状況につき、PMDA物品管理実施細則に基づく管理がなされているかについて確認を行った。

また、平成20年12月末現在保有している資産及び備品・図書につき、所在等保管状況の確認を行った。

3. 監査結果

1) 契約の締結状況について

① 平成20年4月から12月までに締結された契約案件（100万円以上の契約）については、PMDA会計規程等に則り、概ね適正に処理されているものと認められる。

② 平成19年12月に公表した「随意契約見直し計画」（以下「見直し計画」）において、平成18年度に締結された随意契約案件のうち、平成20年度において一般競争入札に移行するとした契約案件については、概ね計画どおり見直しが行われている。

③ 平成20年度（平成20年12月まで）に締結された調達契約における応札者と落札者の関係について確認したところ、以下のとおりであった。

ア) 随意契約については、総件数に占める随意契約件数の割合は減少しているが、契約額総額に占める随意契約額の割合は増加傾向にある。

イ) 競争契約（企画競争含む）における「1者応札」の割合は、増加傾向にある。

ウ) 調達契約にかかる落札率（契約額／予定価格）について、随意契約と競争契約及び1者応札と複数者の応札では差が生じており、引き続き一般競争契約における競争性の確保への努力が望まれる。

2) 現預金等の保管状況について

① 現預金の保管状況については、平成21年1月の月次決算報告に計上されている現預金について確認したところ、預金、手許現金ともに、適切に管理されていると認められる。

② 金券類の管理状況については、郵便切手等の保管状況の確認を行ったと

ころ、概ね適切に管理されていると認められる。

3) 物品の管理状況について

物品の管理状況については、平成20年12月末現在における物品（資産、備品及び図書）について、その管理状況の確認を行ったところ、概ね適正に管理されているものと認められる。

4. 検討事項

1) 契約の締結状況について

ア) 応札条件の設定について

応札条件の設定については、品質管理基準（ISO基準など）や個人情報管理の基準にかかる認定を取得していること、または、特殊な事業の業務実績を有することなど、業務遂行にかかる条件を厳しく設定しているものが見受けられるところ、応札条件の設定については、当該条件を付すことにより、事業執行可能業者が一者に限定されることがないか確認するなど、慎重に検討する必要がある。

イ) 予定価格の検証

競争入札において、落札率の低い案件が見受けられるところ、これらについては、予定価格の適正性の検証が必要である。

ウ) 随意契約の審査、評価について

「3. 監査結果1) ②」で記述のとおり、「見直し計画」において、平成20年度中に一般競争契約に移行を予定されていた案件は概ね予定どおりに移行されている。

これら「見直し計画」の進捗状況や随意契約の締結状況（件数、金額、随意契約理由のなど）については、「リスク管理委員会」で報告するなど、PMDA全体として状況を把握する必要がある。

2) 現預金等の保管状況について

金券類については、出納簿を備え管理を行っているが、適正な出納管理に資するため、定期的に残数チェックなどの出納・保管状況の確認を行うことにより、引き続き適正な管理に努められたい。

3) 物品の管理状況について

ア) 資産・備品供用簿の管理について

PMDA物品管理細則第19条の規定によれば、「物品管理機関は、・・・（中略）・・・帳簿を備え、・・・（以下略）」と規定されているところ、物品供用役は、その所管に係る物品について「資産・備品供用簿」または「図

書供用簿」(以下「供用簿」)を管理することとなっているが、一部の物品供用役において、その所在を認識していなかった。

供用簿は、現在、イントラネット上で管理されていることから、財産管理役は会計システム上の物品管理システムについて、各部物品供用役に対し、供用簿等台帳の管理について適切な指示を出すべきである。

イ) 物品供用役の管理物品の所掌範囲について

PMDAが保有する資産・備品のうち、職員の机や椅子並びに書庫やロッカーなど一元的に管理されることが効率的と考えられる物品(以下「各部共用物品」という)の供用については、総務部物品供用役の所管となっており、同物品供用役の管理する物品の所掌は広範囲となっている。

各部共用物品の管理については、前回物品管理状況監査(平成17年度実施)における指摘に基づき、PMDA物品管理細則が改正され、その供用については総務部物品供用役が所管するものの、保管については、当該物品を保管する部の物品供用役が担当することとなっているところであるが、今般確認を行った状況からは、依然、本細則改正に基づく物品管理がなされているとは言い難い状況にある。このため、物品管理細則の規定に鑑み、各物品供用役間の担当業務を整理し、効率的な物品管理に努めるべきである。

ウ) 貸出備品等の管理について

PMDA物品管理細則の改正により、消耗品として管理されることとなった物品の中には、PMDA外での使用を目的として、職員への貸出を行うものがある。

これら「貸出用」となっている物品については、引き続き、所管部の管理担当部門において、「貸出簿」等を備え、当該物品の使用状況を把握するなど、適切な管理を行う必要がある。